

せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田50-8 電話0228-38-3131)

宮城県最低賃金

~改定のお知らせ~

▶宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されました。▶最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。▶特定の産業(「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」)で働く労働者には宮城県の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

時間額853円

令和3年10月1日から! (9月30日までは時間額825円)



詳細については、宮 城労働局賃金室又は 瀬峰労働基準監督署 におたずね下さい。

労働災害が約43.4%増加

~労働災害の意思表明を組織の内外に~

労働災害発生状況(令和3年8月末現在)				
	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年
休業 4 日以上	76	109	1384	1759
死亡	1	1	8	6

▶労働災害による被災者数(休業4日以上。以下同じ)は、1月~8月までで109人です。▶被災者数109人は、令和2年同期の76人を33人上回る43.4% の増加率です。▶瀬峰労働基準監督署が労働災害防止の重点としている「製造業」は+16人(+177.8%)、「建設業」は+2人(+12.5%)、「道路貨物運送業」は+8人(+100.0%)、「小売業」は増減なし、「社会福祉施設」は+6人(60.0%)と、小売業を除きいずれも増加しています。▶労働災害の防止に向けては、事業主がその意思を改めて表明し、それを組織の内外にPRすることが効果的です。▶また、労働災害の防止等に向けた意思を事業場内の見やすい場所へ掲示することで労働者や取引先等の理解が促進されます。

▶ (2面) に続きます。

Safework向上宣言

- ▶宮城労働局では、独自ロゴマーク「SafeworKゼロ災MIYAGI」の活用とともに、健康で安全に働くことができる職場環境づくり等に向けた事業主の意思を「Safework向上宣言」として企業内外に表明する制度を併せて推進しています。
- ▶本制度の目的は労働災害防止等に向けた事業主の意思を表明する機会の提供です。▶一方で、本制度の趣旨である労働災害防止や職場環境の改善に積極的な事業場であることを内外にPRすることによる効果が期待できます。
- ▶「Safework向上宣言」を事業場内の見やすい場所へ掲示等することで、事業主の意思として労働者や取引先等の理解が促進されます。▶「Safework向上宣言」及び事業場名は、宮城労働局等のホームページ上で公開されるため、インターネット上で公開することによるPR効果があります。▶ハローワーク求人票の特記事項欄に「SafeworK向上宣言」事業場である旨を記載できるため、求人票の記載による採用効果があります。▶事業主の皆さまにおかれましては、本制度を活用した取組により、労働災害の防止等を一層推進していただきますよう、お願いいたします。

「Safework向上宣言」のステップ

「Safework向上宣言」は、①~④のステップになります。

- ①「SafeworK向上宣言」(様式1)を作成し、事業場内外に表明等のため 事業場内の見やすい場所に掲示する。
- ②表明事項をはじめとした労働災害防止活動や職場環境の改善等を積極的に 推進する。
- ③「安全衛生管理自己診断」(様式2)を実施する。
- ④「SafeworK向上宣言登録シート」(様式1と様式3)を宮城労働局にメールにて提出する。
- ※ 様式1~3や実施・運営要領等は、宮城労働局ホームページから 「宮城労働局 セーフワーク向上宣言」で 検索 又は、下記URL・右記QRコードから 向外を担けれています。//jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200601safeworkkojo-0saimiyagi.htm

全国労働衛生週間

~ 10月1日から7日まで ~

▶10月1日から7日は「全国労働衛生週間」です。▶今年のスローガンは「向き合おう! こころとからだの 健康管理」で、副スローガンは「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」です。▶瀬峰労働基準監督署管内は、職場の健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合が例年60パーセントを超え、宮城と全国の平均を共に上回る水準で推移しています。▶各事業場におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる"3つの密"を避けることを徹底しつつ、健康診断とその結果に基づく事後措置の実施、長時間労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策などの推進に取り組まれますよう、お願いいたします。